(日本丁業規格 A 列 4)

																				<u> </u>	<u>+</u> _	. <del>/ /</del> // 1	<b>п</b> /1 /;	J 7 /
								— ş	設事	業:	主行	·動言	十画	策定		変更 出年		3	Ī	F成		年	月	日
都道府県労働局長 殿							_		NIV -1			_												
					(				計) 住	氏名代表	者(	の氏所	名 〒							印				
												電	話	킽	¥ H	号								
(	一 般 第 1 項																	支援	対	策 推	進法	第12	2 条	
													記											
1	. 常時	雇用	する	労	働者	í の	数															人		
2	. 一般	事業	主行	動詞	計画	を	(策	定	・変	更)	し	た日							7	区成		年	月	日
3	. 変更	_						<b>.</b> ±1 :	<del></del> ++c	1 88														
			事業又に								内容	5(思	モに i	邹 道	1府!	県労	働周	司長	に届	量け	出た	一般事	業主	污動
		計画その		•	变更	届	の事	項	に変	更	を及	ばっ	すよ	うな	よ場	合に	限	る。	)					
1	ήл			垂れ≐	7 <del></del>	σ:	±1 <del></del>	#D 8	В	<del>,</del>	<del>⊓ dt</del>		<b>4</b>				_		7	г <del>-1:</del>		Æ		П
	. 一般		土 1 J	到百		U) i	可回	がに	到	_	<u>⊢</u> 7%		4		月			~	Ť	广双		年	月	日
5	. 目標		用環	遺	の 整	3 借	に関	ੀਰ	るキ	. <i>ກ</i> ່	を定	: ₩ -	T 1.1	る										
		/	以外	の	次世	代	育邡	支	援刘	策					を定	めて	١J	る						
			٢	の	両方	を	定め	て	いる	•														
6	. 一般																							
	(	イ:	ンタ		ネッ ))		· の	利力	퀴 (	自	社(	のオ	<del>-</del>	<u>ل</u> ،	ペ -	- ジ	اً ٠	町 立	支	援(	のひ	ろば	・その	D 他
	(	その	他σ		, ,																			
	(																							)
7	. 一般	事業	= 1	·動:	計画	ī の	労俑	力者:	<b>Λ</b> Φ	) 周:	知の	方言	去											
			所内											付户	t									
		書面							付															
			メー 他の					5																
	(					•																		)
8	. 次世	代育	成支	[援]	対策	<b>も</b> の	内容	§ ( ]	第三	面	に記	己載:	する	<u>۔</u> ک	느)									
9	. 次世	代育	成支	[援]	対策	推	進法	:第	1 3	条	に基	Ŀづ·	く認	定(	カ申	請を	す	る子	定	(有	· 無	・未足	臣)	
																							-	

## (記載要領)

- 1.「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」(以下「届出書」という。)を提出する年月日を記載すること。
- 2.「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般 事業主の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又 は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、 法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。代表者の氏名につ いては、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。電話番号について は、主たる事務所の電話番号を記載すること。
- 3.「一般事業主行動計画を(策定・変更)」欄は、該当する文字を で囲むこと。「第12条 (第1項・第4項)」欄は、常時雇用する労働者の数が301人(平成23年4月1日以 降は、101人)以上の一般事業主は第1項の文字を で、300人(平成23年4月1 日以降は、100人)以下の一般事業主は第4項の文字を で囲むこと。
- 4.「1.常時雇用する労働者の数」欄は届出書を提出する日又は提出する日前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数を記載すること。
- 5.「2.一般事業主行動計画を(策定・変更)した日」欄は、該当する文字を で囲むとと もに、策定又は変更した日を記載すること。
- 6.「3.変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
- 7.「4.一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
- 8.「5.目標」欄は、達成しようとする目標として一般事業主行動計画に定めたものに該当するものの番号を で囲むこと。
- 9.「6.一般事業主行動計画の公表の方法」欄は、該当するものの番号を で囲み、 を 囲んだ場合は、その方法を囲むか、記載すること。「 その他の公表方法」の番号を で囲んだ場合は、 以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が 義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主について は、公表を行っている場合に記載すること。
- 10.「7.一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号をで囲み、「その他の周知方法」をで囲んだ場合は、から以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
- 1 1 . 「8 . 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画の内容として定めた事項について、行動計画策定指針(平成21年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号(1の(1)のアからシ、1の(2)のアからオ、2の(1)から(5))をで囲み、その他の項目を定めた場合は1の(1)の「その他」、1の(2)の「その他」又は2の「その他」にその概要を記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められている項目のすべてについてで囲み又は記載すること。
- 12.「9.次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定」欄は、該当する文字をで囲むこと。

様式第一号(第一条の二及び第二条関係) (第三面)									
行動計画策定 指針の事項			次世代育成支援対策の内容として定めた事項						
1	1	ア	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や 情報提供及び相談体制の整備の実施						
 	用〜	イ	子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進						
雇用	環 子	ウ	育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施						
用環	境 育 の て	エ	育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以						
境			上の措置の実施						
	整 を 備 行		(ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施						
の	う		(イ) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項						
整備	労働		についての周知						
旧に	働 者		(ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し						
関	者 等		(エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務						
す	の		(カ) 自た体業後にのける原職文は原職相当職への復帰のための業務内谷や業務   体制の見直し						
9 る	職業生	オ	子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施						
事	<del>未</del> 生	^1	(ア)三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除						
項	活		(イ)三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度						
块	کے		(ウ)フレックスタイム制度						
	家庭		(エ)始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度						
	家庭生活	カ	子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営						
	活	+	子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置						
	کے	-	の実施						
	の 両	ク	労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しや						
	立を支援するた		すい制度の導入						
		ケ	希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施						
		П	子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸						
			付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施						
		サ	育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基						
			準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知						
	めの	シ	出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施						
	の 雇	そ	(概要を記載すること)						
	/圧	の 他							
	の整備(2)働き方の見直しに資	ア	所定外労働の削減のための措置の実施						
		1	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施						
		ウ	短時間正社員制度の導入・定着						
		エ	在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入						
		オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施						
	る 真	そ	(概要を記載すること)						
	紫に	の 他							
	11年 頁	世							
	2	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街						
	関 1		の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供						
	) す 以	(2)	地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を						
	関する事項1以外の次	(2)	支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施						
	要の 項次	(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ど     + + + + =						
	世	( 1 )	も参観日」の実施						
	代	(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内						
	成	(5)	たのいて家庭教育調座寺を地域の教育委員会寺と連携して開設する寺の収組の美施   若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じ						
	支	( )	石平省に対するインターンシック寺の就業体験機会の提供、ドライアル雇用寺を通し     た雇入れ又は職業訓練の推進						
	友 対	7	(概要を記載すること)						
	する事項 以外の次世代育成支援対策に	その							
L	اد	他							